

# 令和3年度当初予算編成方針

令和2年10月  
宮 崎 県



# I 予算編成の基本的な考え方

---

国は、「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」において、各省庁に対し、概算要求額を基本的に対前年度同額とするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとしている。

こうした中、地方財政については、総務省の概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、出口ベースで16.2兆円（令和2年度当初予算比0.4兆円減）を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しており、今後、その動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和3年度の当初予算の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症により、県民生活や地域経済が大きな影響を受けており、令和3年度以降の県税収入についても、厳しい状況となることが見込まれることから、令和元年6月に策定した財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に適確に対応するとともに、〈ポスト・コロナ〉の地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組について積極的な展開を図る。

## 1 基本的な視点

### (1) 県民の命とくらしを守る

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期する。
- ② 近年の自然災害を踏まえ、防災・減災対策及び県土の強靱化並びにインフラ整備を推進する。
- ③ 誰もが安心して暮らすことができるよう、社会保障の充実を図る。

### (2) 人口減少対策に徹底して取り組む

- ① 「新たな人の流れ」を踏まえた地方移住を促進する。
- ② みやぎの未来を担う人財づくりを強化する。
- ③ 中山間地域のくらし・なりわいを支える。

### (3) 〈ポスト・コロナ〉の地域社会をけん引する

- ① 本県の「ゆたかさ」を生かし、人と自然が共生する社会モデルの構築を目指す。
- ② 地域における社会変革（デジタル化・オンライン化、新しい働き方）を促す。

## **2 重点施策の推進**

別紙「令和3年度における重点施策」に掲げる取組について、予算編成において必要な措置を講じる。

## **3 予算計上に当たっての留意事項**

健全な財政運営を維持するため、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るべく、市町村や関係団体等との適切な連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行う。

## Ⅱ 全般的事項

---

### 1 年間予算としての編成

令和3年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成する。

なお、制度改正に伴う経費や災害関係経費、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など真にやむを得ないものを除き、原則として、年度途中の予算の補正は行わない。

### 2 予算要求限度額

令和3年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源」という。）を基準として次のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後に係る公共事業費については、今後の国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において適切に対応する。

#### (1) 公共事業費（事務費を含む。）

##### ① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

令和2年度当初予算（追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の範囲内とする。

##### ② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は所要額とし、それ以外の経費は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ③ 直轄事業負担金

高速自動車国道及び高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路（以下「高速道路」という。）に係る負担金は、内示見込額とする。

高速道路以外の負担金は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮した適切な事業費とする。

##### ⑤ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後に係る公共事業費

国の「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後も必要・十分な予算を確保し、災害に屈しない国土づくりを進めるとされていることを踏まえ、国の予算編成の動向等の把握に努め、地方負担額等に十分留意した上で、①とは別途要求を認める。

また、国土強靱化対策との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる県単独公共事業（地方財政措置のある有利な起債等を財源とする事業に限る。）についても、②とは別途要求することを認める。

## (2) 公共事業費以外の経費

予算要求限度額対象経費（終期到来等による当然減を除く。）は、今年度当初予算額の範囲内とする。

ただし、令和3年度新規・改善事業（以下「新規・改善事業」という。）に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。

なお、宮崎県人口減少対策基金等の特定目的基金を活用した事業については、基金所管課等と調整の上、別途要求を認める。

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでの対応等の経験を踏まえ、より効果的・効率的となるよう、新規・改善事業の構築及び既定事業の見直しを行う。

なお、新たな対応が必要となる場合は、国の予算編成の動向等の把握に努め、財源の確保等に十分留意した上で、別途要求を認める。

## 3 事業構築に当たっての留意事項

### (1) 新規・改善事業

新規・改善事業の構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、以下の点に留意すること。

- ① 県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業の構築に取り組む。
- ② 事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。
- ③ 事業終期（原則3年）を設定し、定期的に見直しを行う。

### (2) 部局間の調整

複数部局が関係する事業は、事業の重複を避け、より効果的・効率的な事業となるよう関係部局間で調整を行う。特に、IT調達関係や施設整備関係の予算を計上する際には、総合政策部や県土整備部と十分に協議・検討を行う。

### (3) ゼロ予算施策の推進

新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」を積極的に推進するとともに、職員提案「提案・かえるのたまご」の活用を努める。

### Ⅲ 歳入に関する事項

---

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に留意する。

#### 1 県税

税制改正に適切に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済情勢等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

#### 2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方財政計画及び過去の実績等を考慮して適正な収入見込額を計上する。

#### 3 国庫支出金

国の予算を十分に確認し、活用可能な補助金等の確保を図るとともに、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

#### 4 県債

今後、多額の県債発行が見込まれることから、可能な限り公債費負担の軽減を図るため、交付税措置のある有利な県債を活用するとともに、発行にあたっては、金融市場の動向に応じた適正な条件設定を行う。

#### 5 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料について見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

#### 6 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、短期的に売却が困難なもの等については貸付等による有効活用を図る。

#### 7 その他

- (1) 新たな広告収入等について積極的な確保に努める。
- (2) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入の確保を図る。

## IV 歳出に関する事項

---

歳出については、義務的経費を含むすべての経費についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意する。

### 1 人件費、扶助費及び公債費

所要額を適確に計上する。

### 2 公共事業費

- (1) 補助公共事業費等については、国の予算の確保に努め、事業計画に基づき効率的な投資を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。
- (2) 県単独公共事業費については、緊急性や優先度等を十分検討し、計画的に措置する。

### 3 一般国庫補助事業費

- (1) 国の予算を十分確認するとともに、緊急性や効果等を検討の上、事業の選択を行う。
- (2) 県費による継ぎ足し補助は、原則として認めない。
- (3) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業については、県費振替による実施は原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

### 4 物件費等

- (1) IT調達関係経費については、節減・効率化を図るため、事前に総合政策部（情報政策課）へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。
- (2) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。

### 5 県単独補助金

すべての補助金について、次に掲げる内容を踏まえ、補助目的や費用対効果等の客観的な分析・検証を行う。また、見直しに当たっては、事前に関係団体や市町村等に十分な説明を行う。

- (1) 補助対象経費は、事業効果が最大限に発揮されるものを対象とする。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間支出しているものについて、補助金の縮小・廃止等を検討する。
- (3) 同じ団体等に複数の補助金を交付している場合には、整理統合による効率化・重点化を進める。



(4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図る。

(5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮する。

市町村等が事業主体となる補助公共事業費に係る市町村負担分については、地方財政措置が講じられていることから、継ぎ足し補助は原則として認めない。

## 6 貸付金

公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度反復かつ継続的に行われているものは計画的に解消する。

## 7 繰出金

独立採算が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計については、多大な余剰金が生じないように適切な予算規模とする。



## 令和3年度における重点施策

新型コロナウイルスの感染拡大により、県民生活や地域経済は大きな影響を受けており、コロナ危機からの再生・復興は、本県の最重要課題の一つとなっていることから、今年5月に新型コロナウイルス感染症経済対応方針を策定し、地域経済の再始動と段階的拡大に取り組んでいるところである。

また、感染拡大を契機とした都市部の感染リスクの顕在化やテレワークの普及などによって、今後さらに地方回帰やデジタル化の動きが加速するとともに、地方回帰の受け皿として社会インフラの整備・保全の必要性はさらに増すものと考えられる。

このような状況を踏まえ、令和3年度においては、次の4つの柱に掲げる施策に重点を置き、**コロナ危機を克服し、みやぎの成長につなげる取組**を進めていく。

### 1 コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり

#### (1) 経済活動の基盤となる感染拡大防止のさらなる徹底

- ・ 県民の命とくらしを守る医療・検査体制の充実と感染拡大防止の徹底
- ・ 観光関連産業・飲食業など様々な経済活動の新しい生活様式への適応

#### (2) 地方回帰の動きを捉えた「新たな人の流れ」の取り込み

- ・ 本県ならではの暮らし方の情報発信や移住者受入環境の整備促進
- ・ テレワークやサプライチェーン見直し等に対応した企業誘致の促進

#### (3) デジタル化をはじめとするポストコロナに対応した取組の推進

- ・ 行政や県内企業のデジタル化・オンライン化への対応強化
- ・ 消費行動の変容に対応した商品やサービスの開発支援

### 2 将来を支える人財づくり

#### (1) 本県の未来を担う人財の育成

- ・ キャリア教育の充実や大学等との連携による県内就職の促進と産業人財の育成
- ・ 教育現場におけるICTを活用した学習活動や遠隔教育等への対応強化

#### (2) 子育てしやすく働きやすい社会づくり

- ・ 切れ目のない結婚・子育て支援やライフデザイン教育の推進
- ・ 働き方改革や健康経営の推進などワーク・ライフ・バランスの促進

### 3 地域経済をけん引する産業づくり

#### (1) 経済復興とさらなる発展に向けた企業の育成

- ・ 成長分野の競争力強化、成長期待企業など地域中核企業の育成支援
- ・ 事業承継や起業支援、省力化・生産性向上に向けた支援

#### (2) 雇用の受け皿となる中小企業・小規模事業者や農林水産業等の支援

- ・ 人手不足に対応した新技術の導入や販路拡大等への取組支援、多様な担い手の確保
- ・ 地域を支える中小企業・小規模事業者の事業継続支援

### 4 魅力あふれる「選ばれる」地域づくり

#### (1) 観光・スポーツ・文化などを生かした地域の魅力向上

- ・ 国文祭・芸文祭を契機とした文化資源の磨き上げや国スポ・障スポ大会の準備促進
- ・ 観光みやぎの再生加速化とスポーツランドみやぎの更なる進化

#### (2) 公共交通や物流網の維持、インフラ整備の推進

- ・ 県民生活を支える地域交通網や物流網の維持・充実
- ・ 命を守り、経済活動を支えるインフラ整備等の国土強靱化の推進